熊谷繁様・熊谷寛様

　熊谷操の横領犯罪に掛かる損害賠償請求事件の裁判について

現在、園原部落会の代表として裁判中ですが、そもそも提訴に及ぶに至っては、熊谷秀樹村長が契約書を偽造捏造して捜査妨害を行ったことに原因が有ります。

なぜ契約書を偽造したのかと言えば、熊谷操は、阿智村営水道の会計から横領していたからです。（阿智村営水道（上下水道・農業集落排水）は、阿智村とは別会計でもって同事業を行っています）

園原水道は中央道恵那山トンネル工事における渇水がもとで、日本道路公団名古屋支社が補償工事で昭和47年に敷設されていますが、そのことは、恵那山トンネル工事で働いていた寛さんの方が詳しいでしょう。

昭和59年から村が管理するとの話の会合や、操が横領しているとの会合（平成元年頃）に寛さんも出席していたと思います。（私は両方に出席しています）

昭和59年の会合では、「水道メーターを設置して水道料金を徴収するが、浄水場の管理や必要経費を差し引いて返金します」との約束が為されておりますが、その返還金52万5千円（当時は48万5千円）を横領するに、操は、当時部落長であった熊谷千美さんから部落印を借り出して、手続きの変更をしています。

　返還金52万5千円の根拠
操の横領を熊谷秀樹村長に伝えた平成28年3月の、「経営比較分析表（平成28年度決算）」（同封）を見れば、一戸当たりの一か月家庭料金が2,797円と記載されています。一か月2,797円ならば、×12か月で33,564円となり、それを園原部落戸数にすれば、33,564円×33戸で1,107,612円となります。
1,107,612円－525,000円＝582,612円が、浄水場の管理費と塩素機の経費などに充てられています。

この様に、阿智村営水道からは、昭和60年から園原部落に返還されてきたことになりますが、実際には、阿智村営水道からは一円も入金されておりません。

操が返還金の一部を返すとしたのが、平成16年の寛さんの部落長の時であって、その金額は30万円でした。それが、和美が部落長になった平成18年は、16万5千円とされておりました。

この時点で確認してもらいたいのが、昭和60年から平成16年までは一円も部落に入っていないこと、それと、園原水道浄水場の管理費は、操が阿智村営水道と委託契約して別に受け取っていることです。

　今回の裁判は、返還金を取り戻すことが目的ではなく、操が阿智村営水道の会計から横領したとの証拠を確定し、刑事訴訟を起こすためですので、寛さんには、事実関係について協力をお願いしたいと考えます。

（重機については、回答有り次第、泰人と相談のうえ早急に移動します）

1. 園原水道返還金について、熊谷操らと話し合いを持った経過

　平成16年2月11日、信濃比叡火渡り行事が行われており、信濃比叡にかかるお札やお守り等の販売を、熊谷寛部落長と熊谷章文副部落長が受け持っていた。その売上金は、解放されている小箱に入れておいたが、熊谷操がいくらかの金を抜き取ったのではないかと、熊谷寛部落長が言い出し、水道返還金の不明瞭の件と併せ、熊谷操宅で話し合いがもたれた。

話合いの出席者：熊谷操・田中義幸・熊谷寛・熊谷章文

話合いの内容

・売上金については、熊谷操は全面否定した。

・返還金については、「返還金は45万円だ」「管理をやってきたので15万円はその費用だ」「30万円を部落に入れる」と約束した。

　間違いなければ、間違いありませんと記入してください。

　付け加えること、修正が有れば、書き込んでください。

1. 平成16年の返還金30万円の支払いについて

　田中義幸の妻である田中正子が、熊谷寛宅に現金30万円を届けている。

熊谷寛部落長は、30万円を園原部落通帳（口座番号6158820）に入金した。

間違いなければ、間違いありませんと記入してください。

　付け加えること、修正が有れば、書き込んでください。

1. 平成18年度（平成19年3月末）の園原部落会計監査について

　部落長熊谷和美（熊谷操の甥）副部落長（会計）熊谷孝志（熊谷操の長男）監査員熊谷寛・熊谷章文

　園原部落通帳（口座番号6158820）をもとに監査を行った。

通帳の入出金には問題なかったが、収支計算表に多くの間違いが有り、それを指摘した。

熊谷和美部落長は、「バカヤロー」と叫び、退出してしまい監査が中断された。

その年度の会計監査は行われていない。

間違いなければ、間違いありませんと記入してください。

　付け加えること、修正が有れば、書き込んでください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

署名：（寛さん）

追伸

　村八分の裁判について

調停に繁君が出てくるものとして、話し合いにおいて解決しようと考えていましたが、残念ながら提訴にいたりました。

繁君が言う通り、訴状の内容でも分かるように、すべて操の指示で嫌がらせが行われていることです。

裁判が進むにつれて、証人尋問が行われますが、事実を話すことしか解決に至らないことは、熊谷秀二の例でも分かることです。好泰君の悪口を散々言ったにしても、裁判官の前に立てば、誰も嘘は言えません。秀二も事実を話したことで、窃盗の罪から救われたのです。

まだ、地主が許しておりませんので何とも言えませんが、話し合いで解決できなかったことに、ここまでの事件になっています。

操や孝志はすべて他人のせいにし、逆らえばのけ者にすると言う低次元で有りますが、泥棒が何を言ったにしてもそこに動じたら、大変な目に合うと言うことです。

自宅の給水停止は、操を訴えたことで、村長が実行した嫌がらせです。すでに長野地方裁判所本局に提訴しましたが、給水停止は、水道法以外の法律が適用されるために、実際は執行することが出来ないことで、給水停止仮処分が近いうちに認められ水道は復活します。

重機は実際にキャタピラ稼働ドラムが壊れて動かないのですが、それでもどけない理由に、泰人の家までを新しく水道本管工事を行うのを村長が撤回しないからです。

泰人は、熊谷秀樹村長と井原清人生活環境課長に会い、園原水道の歴史や操の横領の事実を伝えて解決を図りましたが、村長にはそのような気は毛頭なく、泰人の家までの配管工事を行うのを取り下げておりません。

この様な理由から重機を動かさないのは泰人も承知のことですが、操の横領を一緒に解決しようとした寛さんが、当時の事実関係を確認され、文書にて証言してくれれば、早急に移動することにします。

園原の住民の悪いところは、間違っていることや不正について、ハッキリとした意見を言えないことです。知らなかったは言い訳にならず、自分に火の粉が掛からなければ良いとした考えでは何も解決されません。子供たちに悪しき例を残さないために、泥棒は泥棒と言うべきです。